

森林の間伐等の実施に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項の規定により、京都市特定間伐等促進計画を変更したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告し、京都市特定間伐等促進計画を縦覧に供します。

平成27年7月3日

京都市長 門川 大作

## 1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内

京都市産業観光局農林振興室林業振興課

- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北合同庁舎内

京都市産業観光局京北農林業振興センター

## 2 縦覧期間

平成27年7月3日から同年8月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（産業観光局農林振興室林業振興課）